

# 藤枝市保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン

令和6年2月

藤枝市 健康福祉部 こども未来応援局 こども課

---

## はじめに

---

近年、医療技術の進歩に伴い、医療的ケアを日常生活の中で必要としているこども（以下、「医療的ケア児」という。）が増加しており、医療的ケア児の保育ニーズが高まっています。

このような状況を踏まえ、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」という。）が施行され、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると明記されました。

医療的ケア児に保育を提供する場合、市内の医療的ケア児の実態を把握・共有し、適切な就園・支援が受けられるよう検討協議を行う会議（以下、「就園支援会議」という。）の参加機関などとの連携が必須であるとともに、医療的ケアが安全に実施される環境が整っていることや、職員による保育中の体調変化への気付き、緊急時における迅速な対応や連絡体制の整備等、様々な準備が求められます。

また、医療的ケア児の発達に合わせ、保育所等が提供する医療的ケアや支援の内容も関係機関と情報を共有しながら最適な保育内容となるよう見直しを図っていくことも重要です。

本ガイドラインは、医療的ケア児及びその保護者が安心して保育所等を利用でき、保育所等においては、安全な受入れが可能となるよう、保護者の手続きや保育の利用調整から入所までの流れ、受入れ時の留意事項などをまとめたものとなります。

本ガイドラインに基づき、保護者や医療機関、就園支援会議の共通認識のもとで、安全性を確保しながら保育所等への入所が円滑に進められるよう対応してまいります。

---

## 目次

---

<b>第1章</b>	<b>基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1	受入れ要件	
2	医療的ケアの内容	
3	対象児童	
4	受入れ体制	
<b>第2章</b>	<b>利用開始までの流れ</b> .....	<b>2</b>
1	フローチャート	
2	利用相談から利用開始までの流れ	
	利用相談	
	施設見学・必要書類の提出	
	体験保育の調整	
	体験保育の実施	
	集団保育の可否の検討	
	入所申込書類の提出	
	保育の利用調整	
	入所説明会における提出書類及び面談	
	医療的ケアに必要な物品の提供	
<b>第3章</b>	<b>入所後の継続等</b> .....	<b>5</b>
1	医療的ケア保育の継続審査について	
2	入所後における医療的ケアの内容変更について	
3	長期欠席について	
<b>第4章</b>	<b>医療的ケアの実施体制等</b> .....	<b>6</b>
1	医療的ケアの安全実施体制	
	医療的ケア実施に関する情報の共有	
	実施施設関係者の役割	
	衛生管理	
	文書管理	
2	緊急時の対応	
3	職員の研修	

<b>第5章</b>	<b>保護者の了承事項</b>	<b>8</b>
1	保育の利用	
2	医療的ケア	
3	ならし保育	
4	体調管理及び保育の利用中止等	
5	緊急時及び災害時の対応等	
6	退所等	
7	情報の共有等	
8	その他	

## 様式集

---

## 第1章 基本的事項

---

### 1 受入れ要件

次の事項がすべて満たされていることを要件とします。

保護者等の就労など保育を必要とする理由により、保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）で保育が必要であると認められること。

医療的ケア児及びその保護者が藤枝市内に居住していること。

主治医の意見書により集団保育が可能であると認められること。

体験保育の実施を踏まえ、保育所等において、集団保育を実施することが可能であると就園支援会議で認められること。

保育所等において、医療行為の実施が可能であり設備や受入れ体制が整えられていること。

保護者が日常的に実施している医療的ケアが確立しており、安定した医療的ケアが行われていること。

### 2 医療的ケアの内容

対象となる医療的ケアの内容は、原則として下表の医療行為の実施を基本とします。

経管栄養	経鼻、胃ろう、腸ろう
喀痰吸引	口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内
導尿	一部要介護、完全要介護
その他	保育所等で受入れ可能な医療行為

### 3 対象児童

受入れ要件を満たした医療的ケア児とします。

### 4 受入れ体制

受入れ時期は、一次申請における申請者の入所希望月とします。なお、二次及び三次申請については、別途こども課へご相談いただきます。

医療的ケアを実施する施設（以下、「実施施設」という。）は、保護者の希望を基に、保育の利用調整を経て受入れ可能と判断した保育所等とします。

保育所等における保育時間は原則、月曜日から金曜日の8時30分から16時30分の短時間保育を基本とし、実施施設と協議して決定します。

## 第2章 利用開始までの流れ

### 1 フローチャート

No	項目	実施者	備考
	こども課へ利用相談	保護者	
	施設見学・必要書類の提出	保護者	施設見学の際に「医療的ケア実施申込書(第1号様式)」「主治医意見書」「児童の状況調査票」を実施施設へ提出
	体験保育の調整	保護者	体験保育オリエンテーションにより、体験保育の日時や日数を調整
	体験保育の実施	保護者	保護者同伴
	集団保育の可否の検討	市	就園支援会議の結果、集団保育の可否について通知を送付
	入所申込書類の提出	保護者	
	保育の利用調整	市	
	入所説明会における提出書類及び面談	保護者	入園説明会時に必要書類を提出
	医療的ケアに必要な物品の提供	保護者	
-	実施施設への入所	保護者	
-	フォローアップ等	市等	

## 2 利用相談から利用開始までの流れ

### 利用相談

本ガイドラインに基づいて、医療的ケア児の受入れに関する手続きの流れ、実施施設の見学について説明し、体験保育に必要な「医療的ケア実施申込書(第1号様式)」「主治医意見書」「児童の状況調査票」を保護者へ配付します。

### 施設見学・必要書類の提出

施設によって保育方針や医療的ケアを実施する環境が異なりますので、保育を希望する施設を事前に見学し、確認してください。また、「医療的ケア実施申込書(第1号様式)」「主治医意見書」「児童の状況調査票」を実施施設へ提出してください。

### 体験保育の調整

「主治医意見書」において集団保育が適当とされた場合は、体験保育オリエンテーションを行い、日程や実施日数など体験保育の詳細について、保育を希望する施設と相談します。

なお、受診料や文書料等は保護者負担とします。

### 体験保育の実施

指定された日時に保護者同伴で看護師や保育士と面談しながら施設での生活や集団保育の様子を知っていただくとともに、児童が集団生活を体験します。体験保育中の医療的ケアは保護者が実施します。

### 集団保育の可否の検討

市が開催する就園支援会議において、主治医意見書や実施施設での体験保育の様子も参考に、支援内容や保育所等での集団保育の可否について検討し、「医療的ケア実施承認通知書(第2号様式)」または「医療的ケア実施不承認通知書(第3号様式)」をこども課から郵送します。

なお、検討の結果、保育所等での集団保育が難しいと判断された場合は、別の支援策を検討し、結果を通知する際、担当機関から連絡します。

この段階で入所が決定したわけではありません。

### 入所申込書類の提出

保育所等での集団保育が可能と判断された場合には、こども課から「医療的ケア実施承認通知書(第2号様式)」とともに、入所申込に必要な書類を同封して郵送します。

保護者は市が指定する期日までに入所申込に必要な書類をこども課へ提出します。

### 保育の利用調整

実施施設の受入枠を超える申し込みがあった場合は、「藤枝市保育利用調整基準」に照らして指数(優先度)が高い人から入所候補者として内定し、こども課から承諾通知を郵送します。

### 入所説明会における提出書類及び面談

保育に必要な物品や実費徴収など、保育に向けた入所説明会に参加します。適切な医

療的ケアが実施できるよう、保護者は入所説明会時に下記書類を提出し、面談を実施します。

医療的ケア指示書（医師が記入）

医療的ケア実施手順書

医療的ケア児の保育に関する同意書（第4号様式）

上記の他、実施施設が個別に定める書類

医療的ケアに必要な物品の提供

保護者は、実施施設において保育中の医療的ケアに必要な物品等を実施施設に提供し、使用後の物品等については、家庭に持ち帰ります。

---

## 第3章 入所後の継続等

---

### 1 医療的ケアの継続審査について

実施施設は、次年度の継続認定の際に保護者に保育の必要性の確認書類に加え、「主治医意見書」及び「医療的ケア指示書」の提出を求め、実施する医療的ケアの継続について、児童の健康状態等を勘案し、市と連携して関係機関に意見を求めます。

「主治医意見書」及び「医療的ケア指示書」の内容や関係機関の意見を参考に、引き続き集団保育が可能で同一の医療的ケアが必要であると認められた場合、市は継続して保育認定を行います。

### 2 入所後における医療的ケアの内容変更について

入所後に医療的ケアの内容に変更があった場合、保護者は改めて実施施設に「医療的ケア実施申込書（第1号様式）」、「主治医意見書」及び「医療的ケア指示書」を提出します。

実施施設は、市と連携して「医療的ケア実施申込書（第1号様式）」、「主治医意見書」及び「医療的ケア指示書」を基に、関係機関に意見を求め、市は必要に応じて就園支援会議を開催し、保育所等での集団保育の可否について検討します。

実施施設が実施可能な医療的ケアの内容の場合、市は改めて「医療的ケア実施承認通知書（第2号様式）」を保護者へ郵送し、継続認定の手続きを行います。なお、実施施設が実施不可能な医療的ケアの場合は、原則として退所となります。

医療的ケアが終了となる場合、保護者から「医療的ケア終了届（第5号様式）」及び「主治医意見書」の内容、医療的ケア児の健康状態等を確認し、通常の保育利用となります。

### 3 長期欠席について

病気治療の入院など、やむを得ない理由を除き、登園しない日が1ヶ月以上続いた場合は、原則として退所となります。ただし、医療的ケア児の疾患により健康状態が不安定になりやすいことを考慮します。

長期欠席後に登園が可能となった場合、実施施設は保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求めます。

---

## 第4章 医療的ケアの実施体制等

---

### 1 医療的ケアの安全実施体制

医療的ケア実施に関する情報の共有

実施施設は、「主治医意見書」及び「医療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医等の助言を受け、医療的ケアを実施します。医療的ケアに関する情報は、実施施設の職員間で共有します。

また、医療的ケアの実施に当たり、施設長（施設管理者・園長）は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築します。

実施施設関係者の役割

児童が実施施設で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長、保育士、看護師等の職員、嘱託医等が連携・協働します。

施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行います。

保育士は、保育所看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、保育所での生活の状況を保護者に報告します。

看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握します。また、主治医の指示書に基づき、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施します。医療的ケアの実施状況と健康状態について、保護者に報告します。

嘱託医は、児童の健康診断を行います。また、必要に応じて主治医や専門機関等と連携し、職員への助言等を行います。

衛生管理

実施施設は、医療的ケアの実施場所について、衛生状態が保てるよう環境の整備を行います。

児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、登園時等に保護者から受け取り、申し合わせを行った上で衛生的に保管・管理します。

文書管理

医療的ケア児の保育及び医療的ケアの実施に関する文書は、実施施設において必要期間保管します。

### 2 緊急時の対応

実施施設は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力のもとに保育を実施します。

緊急時の対応は、実施施設で定めている事故対応マニュアル等の流れに沿って対応し

ます。

実施施設は、緊急時の対応について、事前に十分な説明を行い、保護者から同意を得ます。

保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、実施施設からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをします。なお、病院搬送を行った場合は病院に直行します。

### 3 職員の研修

実施施設は、医療的ケア児の発達過程や疾病の状況等を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会の確保に努めます。

---

## 第5章 保護者の了承事項

---

### 1 保育の利用

保育の利用日及び利用時間は、月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く）の8時30分から16時30分（看護師が対応可能な時間帯）の間を原則とします。

医療的ケア児の症状や看護師・保育士の配置状況により、保育の利用時間が限定される場合があります。

看護師が不在の日は、保育の利用ができない場合があります。

### 2 医療的ケア

あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケアについての「主治医意見書」及び「医療的ケア指示書」を提出する必要があります。実施施設は、緊急時の対応等に関する指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が保護者の受診等に同行し、主治医と相談を行う場合があります。

実施施設は、保護者から提出された「主治医意見書」、「医療的ケア指示書（医師が記入）」、「実施手順書」、「リスク対応表」に基づいて医療的ケア及び緊急時の対応を実施します。

実施施設において医療的ケアを実施するに当たって、必要文書の発行に要する費用等、医療的ケアの実施手続に要する経費については保護者負担となります。

保護者は、保育所等での医療的ケアを看護師に一任するとともに、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、登園時、看護師に受け渡します。また、使用後の物品は原則家庭に持ち帰ります。

### 3 慣らし保育

児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園となる場合があります。期間及び保育時間については、施設長と相談の上定め、児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合があります。

### 4 体調管理及び保育の利用中止等

やむを得ない事情により看護師が勤務できない場合には、保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあります。

登園前には健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときには、保育の利用を控えてください。

保育中に発熱、下痢、嘔吐、けいれん等の体調不良が見られた場合や、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにしてください。また、体調不良により保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いします。

集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されます。実施施設内で感染症が一定数以上発生した場合、実施施設からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断してください。また、施設長の判断で保育の利用を控えていただく場合があります。

実施施設が必要と認める時には、主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者等の負担となります。

## 5 緊急時及び災害時の対応等

児童の症状に急変が生じ、施設長が緊急事態と判断した場合や、その他必要な場合には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じます。同時に、児童の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。

挿入物の事故抜去等の緊急時については、「医療的ケア指示書」に基づいて対応します。

医療的ケアの他に必要な服薬がある場合は、必要な薬剤を用意してください。なお、消費期限等の管理及び保管方法は、保護者の責任の下で行ってください。

災害時対策として、万が一保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、3日分の薬と食事(栄養剤)を持参してください。また、医療的ケアの使用物品も定期的に保護者に持参して頂き、ストックしておいてください。

## 6 退所等

医療的ケア児の病態の変化等により、実施施設が実施不可能な医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となります。

実施施設の人員、施設又は設備の状況により、安全な保育が実施できない場合は、当該保育所等での医療的ケア児の受入れができなくなる場合があります。

## 7 情報の共有等

医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有します。また、入園前に通園施設があった場合は、医療的ケアの処置方法の確認のため、通園施設を訪問することがあります。

医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、プライバシーに配慮しながら、必要最低限の個人情報について他の児童の保護者との間で共有する場合があります。

医療的ケア児の就学に際し、円滑な就学に向けて必要な支援を実施するため、実施施設から小学校等へ情報提供を行います。

## 8 その他

「第5章 保護者の了承事項」1～7のほか、実施施設との間で取り決めた事項を順守してください。

---

## 様式集

---

第1号様式 医療的ケア実施申込書【保護者】

体験保育の実施前に希望する実施施設へ提出

第2号様式 医療的ケア実施承認通知書【市】

就園支援会議での検討の結果、保育所等での集団保育が可と判断された際に使用

第3号様式 医療的ケア実施不承認通知書【市】

就園支援会議での検討の結果、保育所等での集団保育が不可と判断された際に使用

第4号様式 医療的ケア児の保育に関する同意書【保護者】

「保護者の了承事項」の確認のために使用

第5号様式 医療的ケア終了届【保護者】

実施施設における医療的ケアの実施を終了する際に使用

第1号様式

医療的ケア実施申込書

年 月 日

藤枝市長 宛

申請者（保護者）住所

氏名

電話

実施施設での医療的ケアの実施について、次のとおり申し込みます。なお、関係機関で必要な情報共有が行われることに同意します。

1 保育所等での医療的ケアの実施を申し込む児童

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
		年 月 日	現在 歳

2 連絡先 連絡順に記入

	続柄	氏 名	電話番号
1			
2			
3			
4			

3 保育所等での実施を申し込む医療的ケア

経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）
喀痰吸引（口腔、鼻腔、気管カニューレ内）
導尿
その他（ ）

第2号様式

藤 第 号

年 月 日

(保護者名) 様

藤枝市長

医療的ケア実施承認通知書

年 月 日付けで申請のありました医療的ケアの実施について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 対象児童

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所			

2 承認内容

医療的ケア内容	
その他	

第3号様式

藤 第 号  
年 月 日

(保護者名) 様

藤枝市長

医療的ケア実施不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました医療的ケアの実施について、次のとおり不承認としましたので通知します。

1 対象児童

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所			

2 支援について

保育所等での集団保育については、残念ながら不承認となりました。今後の支援につきましては、下記担当からご連絡させていただきます。

医療的ケア児の保育に関する同意書

**1 保育の利用**

保育の利用日及び利用時間は、月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く）の8時30分から16時30分（看護師が対応可能な時間帯）の間を原則とします。

医療的ケア児の症状や看護師・保育士の配置状況により、保育の利用時間が限定される場合があります。

看護師が不在の日は、保育の利用ができません。

**2 医療的ケア**

あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケアについての「主治医意見書」及び「医療的ケア指示書」を提出する必要があります。実施施設は、緊急時の対応等に関する指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が保護者の受診等に同行し、主治医と相談を行う場合があります。

実施施設は、保護者から提出された「主治医意見書」、「医療的ケア指示書（医師が記入）」、「実施手順書」、「リスク対応表」に基づいて医療的ケア及び緊急時の対応を実施します。

実施施設において医療的ケアを実施するに当たって、必要文書の発行に要する費用等、医療的ケアの実施手続に要する経費については保護者負担となります。

保護者は、保育所等での医療的ケアを看護師に一任するとともに、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、登園時、看護師に受け渡します。また、使用後の物品は原則家庭に持ち帰ります。

**3 慣らし保育**

児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、慣らし保育を実施します。初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園となる場合があります。期間及び保育時間については、施設長と相談の上定め、児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合があります。

**4 体調管理及び保育の利用中止等**

やむを得ない事情により看護師が勤務できない場合には、保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができません。

登園前には健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときには、保育の利用を控えてください。

保育中に発熱、下痢、嘔吐、けいれん等の体調不良が見られた場合や、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにしてください。また、体調不良により保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中

であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いします。

集団保育の場合、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されます。実施施設内で感染症が一定数以上発生した場合、実施施設からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断してください。また、施設長の判断で保育の利用を控えていただく場合があります。

実施施設が必要と認める時には、主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者等の負担となります。

## 5 緊急時及び災害時の対応等

児童の症状に急変が生じ、施設長が緊急事態と判断した場合や、その他必要な場合には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じます。同時に、児童の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。

挿入物の事故抜去等の緊急時については、「医療的ケア指示書」に基づいて対応します。

医療的ケアの他に必要な服薬がある場合は、必要な薬剤を用意してください。なお、消費期限等の管理及び保管方法は、保護者の責任の下で行ってください。

災害時対策として、万が一保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、3日分の薬と食事（栄養剤）、医療的ケアの使用物品も定期的に保護者に持参して頂き、ストックしておいてください。

## 6 退所等

医療的ケア児の病態の変化等により、実施施設が実施不可能な医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となります。

実施施設の人員、施設又は設備の状況により、安全な保育が実施できない場合は、当該保育所等での医療的ケア児の受入れができなくなる場合があります。

## 7 情報の共有等

医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有します。また、入園前に通園施設があった場合は、医療的ケアの処置方法の確認のため、通園施設を訪問することがあります。

医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、プライバシーに配慮しながら、必要最低限の個人情報について他の児童の保護者との間で共有する場合があります。

医療的ケア児の就学に際し、円滑な就学に向けて必要な支援を実施するため、実施施設から小学校等へ情報提供を行います。

## 8 その他

「第5章 保護者の了承事項」1～7のほか、実施施設との間で取り決めた事項を順守してください。

上記の各項目について同意します。

年 月 日 保護者署名： \_\_\_\_\_

第5号様式

医療的ケア終了届

このことについて、実施施設に通園する児童に対して、実施施設での医療的ケアの実施が必要なくなりましたので、実施施設での医療的ケアを終了することを届け出ます。

1 対象児童

保育施設名			
児童氏名		生年月日	年 月 日 歳
医療的ケアの内容			
住所			
電話番号			

2 医療的ケアに関する主治医意見書（別紙）

藤枝市長 宛

年 月 日

保護者署名： \_\_\_\_\_